

# 鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に対する パブリックコメント（意見募集）の実施について

## 1 意見募集の内容

「鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）」についての意見

## 2 趣旨

近年、不特定多数の方が利用する宿泊施設や、ひとりで避難することが難しい方が利用する社会福祉施設などにおいて、多くの死傷者を伴う火災が発生しており、そのなかには重大な消防法令違反のある防火対象物が数多く存在しています。このため、消防機関が重大な消防法令違反のある建物を確認した場合、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者自らが建物の利用を選択し判断できるようにすることで、防火安全に対する認識の向上と火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者による防火安全体制を確立し促進することを目的として、鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

そこで、鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）をとりまとめましたので、市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

## 3 改正内容

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する事項（条例第48条）

- (1) 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令に違反する場合は、その旨を公表することができること。
- (2) 消防長は、公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知すること。
- (3) 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めること。

- ※ ・ 鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の骨子について  
・ 鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）  
・ 防火対象物の消防用設備等の状況の公表概要

#### 4 参考資料

- ・ 違反対象物に係る公表制度の実施について  
(消防庁通知：平成25年消防予第484号)
- ・ 違反対象物に係る公表制度における運用について  
(消防庁通知：平成25年消防予第487号)
- ・ 違反対象物に係る公表制度の実施の推進について  
(消防庁通知：平成27年消防予第133号)
- ・ 違反対象物に係る公表制度の実施の推進に係る留意事項について  
(消防庁通知：平成27年消防予第134号)

#### 5 募集期間

平成30年5月1日（火）から平成30年5月30日（水）

※ 平成30年5月30日（水）必着とさせていただきます。

#### 6 閲覧方法

- (1) 鎌ヶ谷市ホームページ
- (2) 鎌ヶ谷市消防本部 予防課（消防本部庁舎2階）
- (3) 情報公開コーナー（市役所3階）
- (4) 市内公共施設  
(生涯学習推進センター、東部学習センター、図書館、各公民館、各コミュニティセンター)

#### 7 意見の提出方法

ご意見の提出方法は、住所・氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体及び代表者名）を明記の上、次のいずれかの方法でお願いします。  
なお、提出する書類については、任意としております。

- (1) 郵送の場合 〒273-0102 鎌ヶ谷市右京塚10-12  
鎌ヶ谷市消防本部 予防課 宛
- (2) 持参の場合 鎌ヶ谷市消防本部 2階 予防課へ
- (3) FAXの場合 047-445-1224
- (4) 電子メールの場合 [honbuyobo@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:honbuyobo@city.kamagaya.chiba.jp)

※ 電話等での口頭によるご意見や匿名のご意見は、パブリックコメントの扱いにはなりませんのでご注意ください。

## 8 意見の取扱いについて

提出されたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、住所、氏名など個人情報を除いて市のホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係の無いご意見や公表することが不適切な情報を除いたものとします。また、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 9 問い合わせ先

鎌ヶ谷市消防本部 予防課

電話：047-444-3272